

# 年俸給与および賞与支給規則

## 第1章 総則

### 第1条 (目的)

本規程は、就業規則（以下、「規則」という）に基づき、社員の賃金に関する事項を定めたものである。

### 第2条 (適用範囲)

この規則は会社が採用時に正社員、または契約社員と提示して入社した社員（以下、「社員」という）に適用する。なお、アルバイトにはこの規則を適用しない。

### 第3条 (定義および支給方法)

対象者には年俸給与を支給する。年俸給与はキャリアに応じた人事等級（以下、「グレード」という）に基づき、基本年俸を決定し、毎月一定期日に月給として基本年俸の12分の1の金額を支給する制度とする。

- 基本年俸は対象者の能力要件達成度およびパフォーマンス（以下、「レベル」という）に応じて変動する。

以下 非公開